

○黒松内町ささやか暮らしの支援条例施行規則

(平成 17 年 3 月 28 日規則第 3 号)

改正 平成 17 年 4 月 28 日規則第 14 号 平成 19 年 3 月 20 日規則第 3 号
平成 20 年 3 月 18 日規則第 1 号 平成 20 年 3 月 31 日規則第 8 号
平成 23 年 3 月 24 日規則第 3 号 平成 24 年 3 月 28 日規則第 5 号
平成 26 年 3 月 31 日規則第 5 号 平成 27 年 3 月 31 日規則第 5 号
平成 28 年 3 月 31 日規則第 3 号 平成 29 年 3 月 30 日規則第 2 号
令和 2 年 3 月 17 日規則第 7 号 令和 3 年 3 月 17 日規則第 2 号
令和 5 年 3 月 16 日規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、黒松内町ささやか暮らしの支援条例(平成 17 年条例第 7 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

(資格要件)

第 2 条 条例第 3 条第 4 号に規定する出産祝い事業は、父又は母が出産時において、本町に引続き 1 年以上居住し、対象となる新生児を 3 月以上養育している者。ただし、申請までの間に次に掲げる事由が発生した場合は、その資格を失う。

- (1) 出産児が死亡しているとき。
- (2) 本町に居住しなくなったとき。
- (3) その他町長が適当でないとしたとき。

2 条例第 5 条第 4 号に規定する出産祝い金の対象となる児童の算定は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 4 条に規定する児童をもって行う。

(奨励金等の申請手続)

第 3 条 条例第 6 条の規定による申請は、次の各号に掲げる申請書に、各申請書に付記する添付書類に加え、第 1 号から第 3 号までに掲げる申請書には定住誓約書(別記第 9 号様式)を、第 4 号に掲げる申請書には定住誓約書(別記第 9 号の 2 様式)を添えて行う。

- (1) 自家住宅建築奨励金交付申請書 別記第 1 号様式
 - (2) 自家住宅取得奨励金交付申請書 別記第 2 号様式
 - (3) 自家住宅リフォーム奨励金交付申請書 別記第 3 号様式
 - (4) 出産祝い金交付申請書 別記第 4 号様式
 - (5) お出かけサポート券交付申請書 別記第 5 号様式
 - (6) 在宅高齢者福祉金交付申請書 別記第 6 号様式
 - (7) 若者定住促進生活応援助成金交付申請書 別記第 7 号様式
 - (8) 若者定住促進奨学金返還助成金交付申請書 別記第 8 号様式
- (奨励金等の交付決定)

第4条 町長は、前条の規定により受給資格者から交付申請があったときは、その内容を審査し、奨励金等の交付の決定をしたときは、その旨を、次の各号に掲げる決定通知書により、当該受給資格者に通知する。ただし、前条第5号の規定による交付申請の場合、お出かけサポート券(別記第5号様式の2)の交付をもって、交付決定通知したとみなす。

- (1) 自家住宅建築奨励金交付決定通知書 別記第10号様式
- (2) 自家住宅取得奨励金交付決定通知書 別記第11号様式
- (3) 自家住宅リフォーム奨励金交付決定通知書 別記第12号様式
- (4) 出産祝い金交付決定通知書 別記第13号様式
- (5) 在宅高齢者福祉金交付決定通知書 別記第14号様式
- (6) 若者定住促進生活応援成金交付決定通知書 別記第15号様式
- (7) 若者定住促進奨学金返還成金交付決定通知書 別記第16号様式

2 前項の通知は、申請のあった日から14日以内に行う。ただし、受給資格の調査に日時を要する等、特別の理由があるときは、この期間を延長することができる。

(工事着手等)

第4条の2 自家住宅リフォーム奨励事業の補助対象工事の着手は、交付決定通知後に行わなければならない。

2 自家住宅リフォーム奨励事業の補助対象者は、交付決定を受けた後に補助対象工事の内容を変更しようとするときは、自家住宅リフォーム奨励金交付変更申請書(別記第17号様式)に、必要書類を添えて町長に申請をしなければならない。

3 前項の補助対象工事の内容を変更しようとする工事の着手は、交付変更決定後に行わなければならない。

4 自家住宅リフォーム奨励事業の補助対象者は、交付決定を受けた後に補助対象工事を中止しようとするときは、自家住宅リフォーム奨励事業工事中止届(別記第18号様式)を町長に提出しなければならない。

(完了報告)

第4条の3 自家住宅リフォーム奨励事業の補助対象者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに自家住宅リフォーム奨励事業工事完了報告書(別記第19号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出をしなければならない。

- (1) リフォーム工事代金請求書の写し(工事内容及び資材単価等が記載されているもの)
- (2) リフォーム工事後の現場写真(住宅の全景、改修箇所等)
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の自家住宅リフォーム奨励事業工事完了報告書の提出があったときは、提出書類の内容審査及び実地検査を行うものとする。

(奨励金の交付時期等)

第5条 第4条第1項第1号から第5号までの規定により交付決定を受けた申請者に対する奨励金等の交付時期は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内とする。

2 第4条第1項第6号の規定により交付決定を受けた申請者は、交付決定後に交付申請の内容を変更しようとするときは、若者定住促進生活応援助成金変更申請書(別記第20号様式)に必要書類を添えて町長に申請をしなければならない。

3 第4条第1項第7号の規定により交付決定を受けた申請者は、交付決定後に交付申請の内容を変更しようとするときは、若者定住促進奨学金返還助成金変更申請書(別記第21号様式)に必要書類を添えて町長に申請をしなければならない。

4 第4条第1項第6号及び第7号の規定により交付決定を受けた申請者に対する助成金は、前期分を9月末日までに、後期分を3月末日までに一括して交付する。

(却下通知)

第6条 町長は、条例第6条の申請に基づき、奨励金等の交付が適当でないと認めたときは、その理由を付して奨励金等申請却下通知書(別記第22号様式)により受給資格者に通知する。

(奨励金等の交付決定の取消し及び返還)

第7条 条例第9条第2項に規定するもののうち、定住条件に適合しない場合における奨励金等の交付決定の取消し、及び既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還率等は、次項に該当する場合を除き次の各号に定めるところによる。

- (1) 1年未満 100分の80
- (2) 1年以上2年未満 100分の65
- (3) 2年以上3年未満 100分の50
- (4) 3年以上4年未満 100分の35
- (5) 4年以上5年未満 100分の20

2 条例第4条第4号に規定する出産祝い金の受給資格者について、前項に規定する返還率等は次の表に定めるところによる。

期 間	第1子	第2子	第3子以降の子
1年未満	4万円	8万円	16万円
1年以上2年未満	3万円	6万円	13万円

2年以上3年未満	2万円	4万円	10万円
----------	-----	-----	------

3 その他の不正行為等による奨励金の返還は、町長が別に定める。

(返還命令)

第8条 町長は、前条の規定により返還を決定した場合は、奨励金等返還命令書(別記第23号様式)により、受給資格者に通知する。

(帳簿の備え付け)

第9条 町長は、奨励金等の交付事務管理に万全を期するため、奨励金等の交付台帳を作成し備え付けなければならない。

(庁内連絡会議)

第10条 暮らしの支援策の実効性と効率的な事務推進を図るため、庁内にささやか暮らしの支援連絡会議を、関係部局をもって組織し、事務局は企画環境課が当たる。

2 前項の庁内連絡会議の運営は、町長が別に定める。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(規則の失効)

2 この規則は、令和8年3月31日限り(以下「効力期限」という。)その効力を失う。ただし、効力期限以前に交付の決定若しくは交付を受けた、又は受給資格が発生した奨励金等に係る第3条、第4条、第6条、第7条及び第8条の規定は、この規則の効力期限後においてもなおその効力を有する。

附 則(平成17年4月28日規則第14号)

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月18日規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第8号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月24日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 28 日規則第 5 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 5 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 5 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 3 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行の日（平成 28 年 4 月 1 日）から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前の黒松内町ささやか暮らしの支援条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成 29 年 3 月 30 日規則第 2 号)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の黒松内町ささやか暮らしの支援条例施行規則は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに受給資格者となったものに適用し、施行日以前に受給資格者となったものについては、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 17 日規則第 7 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 17 日規則第 2 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 16 日規則第 10 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別記第 1 号様式(第 3 条関係)

黒松内町ささやか暮らしの支援自家住宅建築奨励金交付申請書
[別紙参照]

別記第 2 号様式(第 3 条関係)

黒松内町ささやか暮らしの支援自家住宅取得奨励金交付申請書
[別紙参照]

別記第 3 号様式(第 3 条関係)

黒松内町ささやか暮らしの支援自家住宅リフォーム奨励金交付申請書
[別紙参照]

別記第 4 号様式(第 3 条関係)

黒松内町ささやか暮らしの支援出産祝い金交付申請書
[別紙参照]

別記第 5 号様式(第 3 条関係)

黒松内町ささやか暮らしの支援お出かけサポート券交付申請書
[別紙参照]

別記第 5 号様式の 2(第 4 条関係)

お出かけサポート券
[別紙参照]

別記第 6 号様式(第 3 条関係)

黒松内町ささやか暮らしの支援在宅高齢者福祉金交付申請書
[別紙参照]

別記第 7 号様式(第 3 条関係)

黒松内町ささやか暮らしの支援若者定住促進生活応援成金交付申請書
[別紙参照]

別記第 8 号様式(第 3 条関係)

黒松内町ささやか暮らしの支援若者定住促進奨学金返還助成金交付申請書
[別紙参照]

別記第 9 号様式(第 3 条関係)

定住誓約書
[別紙参照]

別記第 9 号の 2 様式(第 3 条関係)

定住誓約書
[別紙参照]

別記第 10 号様式(第 4 条関係)

黒松内町ささやか暮らしの支援自家住宅建築奨励金交付決定通知書
[別紙参照]

別記第 11 号様式(第 4 条関係)

黒松内町ささやか暮らしの支援自家住宅取得奨励金交付決定通知書
[別紙参照]

別記第 12 号様式(第 4 条関係)

黒松内町ささやか暮らしの支援自家住宅リフォーム奨励金交付決定通知書
[別紙参照]

別記第 13 号様式(第 4 条関係)

黒松内町ささやか暮らしの支援出産祝い金交付決定通知書
[別紙参照]

別記第 14 号様式(第 4 条関係)

黒松内町ささやか暮らしの支援在宅高齢者福祉金交付決定通知書
[別紙参照]

別記第 15 号様式(第 4 条関係)

黒松内町ささやか暮らしの支援若者定住促進生活応援助成金交付決定通知書

[別紙参照]

別記第 16 号様式(第 4 条関係)

黒松内町ささやか暮らしの支援若者定住促進奨学金返還助成金交付決定通知書

[別紙参照]

別記第 17 号様式(第 4 条の 2 関係)

黒松内町ささやか暮らしの支援自家住宅リフォーム奨励金交付変更申請書

[別紙参照]

別記第 18 号様式(第 4 条の 2 関係)

黒松内町ささやか暮らしの支援自家住宅リフォーム奨励事業工事中止届

[別紙参照]

別記第 19 号様式(第 4 条の 3 関係)

黒松内町ささやか暮らしの支援自家住宅リフォーム奨励事業工事完了報告書

[別紙参照]

別記第 20 号様式(第 5 条関係)

黒松内町ささやか暮らしの支援若者定住促進生活応援助成金変更申請書

[別紙参照]

別記第 21 号様式(第 5 条関係)

黒松内町ささやか暮らしの支援若者定住促進奨学金返還助成金変更申請書

[別紙参照]

別記第 22 号様式(第 7 条関係)

黒松内町ささやか暮らしの支援奨励金等申請却下通知書

[別紙参照]

別記第 23 号様式(第 9 条関係)

黒松内町ささやか暮らしの支援奨励金等返還命令書

[別紙参照]